

多摩川河川維持管理計画 (国土交通大臣管理区間編)	令和4年3月	国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所
------------------------------	--------	-----------------------------

2 雨水流出抑制施設の整備

~~都が行っている施策としては、『総合治水対策流域貯留・浸透事業実施要綱』(昭和58年度創設)に基づく都所管施設の雨水流出抑制施設の設置がある。東京都では昭和58年度に「流域貯留・浸透事業」を創設し、都道の透水性舗装や雨水浸透ますをはじめ、都立高校等への「雨水流出抑制施設」の設置を実施してきた。また、都内53区市町村と総合治水対策協議会を立ち上げ、総合的な治水対策に関する計画の策定、執行状況の把握、調整、技術上の改善策の検討等を行っている。~~

3 浸透施設の設置推進

庁舎や学校などの公共・公益施設においては、浸透施設の設置を推進する。また、民間開発や雨水浸透施設設置費助成事業等においても、事業者や市民の協力により設置を推進する。

4 地盤沈下防止対策

都は、地盤沈下による浸水被害を防止するために、観測井による監視体制の整備等を行っており、今後も継続していく。

5 下水道の整備

下水道は、汚水の排除・処理を行うとともに、雨水の排除による浸水の防除を行うことを目的としている。

市は、都が整備した流域下水道多摩川上流雨水幹線及び羽村市、青梅市並びに福生市の公共下水道により、広域的な雨水対策を実施している。

都が公表した「多摩川上流雨水幹線流域浸水予想区域図」は、想定最大規模降雨（時間最大雨量 153mm 総雨量 690mm）を想定したシミュレーションにより予測されたものである。

この情報については、窓口配布などにより市民に周知しているが、今後、市では最大規模降雨・地域の最大降雨・公共下水道事業計画の計画降雨などを想定した内水浸水想定区域図を作成し、さらなる周知を図る。

6 都市型水害（内水氾濫）対策

下水道などの治水施設の整備を図るとともに、流域対策として歩道における透水性舗装や浸透枠の設置、住宅等における浸透施設の設置等、いわゆる雨水流出抑制対策や適正な土地利用などを推進していく。

集中豪雨による地下空間への浸水被害という、都市型水害が発生している。

市内には地下街はないが、ビルの地下室等の浸水被害対策として、管理者は日頃から都が公表する浸水実績図をもとに、危険性を把握し、避難誘導経路を確保していくことが大切である。

(2) 事業の実施計画

防災の対策となる施設の事業について、当該年度の実施計画をとりまとめ、防災会議に報告するものとする。

(3) 報告

各機関の危険区域の調査及び事業計画は、防災会議事務局（総務部防災安全課）に報告するものとする。

2 防災に関する調査研究

各機関は、防災に必要な調査研究を行い、相互にその成果及び資料を交換し、地域にかかる総合的かつ計画的な防災計画の整備を推進するものとする。

3 市における災害危険箇所の把握

市における災害危険区域は、おおむね以下に示すとおりである。

(1) 多摩川重要水防箇所

図面番号	種別	重要度	左右岸	地先名	杆杭位置 (km)	延長 (m)	理由
多右 54-3	越水(溢水) 未衝洗掘	▲ ■	右	多摩川	54.6k +170m 54.6k +0m	282.0	計算水位が現況堤防高以上 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所
多右 54-4	未衝洗掘	■	右	多摩川	54.6k +0m 54.4k +145m	498.0	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所
多右 54-5	越水(溢水) 未衝洗掘	■ ■	右	多摩川	54.0k +100m 54.0k +25m	90.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所
多右 54-6	未衝洗掘	■	右	多摩川	54.0k +25m 53.0k +0m	893.5	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所
多左 55-1	越水(溢水)	B	左	羽加美 4 丁目	55.0k +150m 55.0k +100m	53.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満
多左 55-2	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	羽加美 4 丁目	55.0k +100m 55.0k +0m	107.4	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所

図面番号	種別	重要度	左右岸	地先名	杆杭位置 (km)	延長 (m)	理由
多左 55-3	越水(溢水) 堤体漏水 水衝部	B B B	左	羽加美 4 丁目	55.0k +0m 54.8k +50m	155.5	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じる おそれがある箇所 堤防前面の洗掘のお それがある箇所
多左 55-4	越水(溢水) 堤体漏水 水衝洗掘	B B B	左	羽加美 4 丁目	55.0k +0m 54.8k +100m	103.7	越水危険箇所 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤防前面の洗掘のお それがある箇所
多左 54-1	堤体漏水 水衝部	重点 B B	左	羽加美 4 丁目	54.8k +50m 54.8k +0m	51.8	越水危険箇所 堤体の変状の生じる おそれがある箇所 堤防前面の洗掘のお それがある箇所
多左 54-2	堤体漏水	重点 B	左	羽加美 4 丁目	54.8k +0m 54.6k +100m	96.9	越水危険箇所 堤体の変状の生じる おそれがある箇所
多左 54-3	水衝部	B	左	羽中 4 丁目	54.2k +0m 53.2k +91m	911.2	堤防前面の洗掘の おそれがある箇所
多左 53-1	水衝部	B	左	玉川 2 丁目	53.2k +15m 52.4 +100m	718.4	堤防前面の洗掘のお それがある箇所
多左 53-2	工作物	B	左	玉川 2 丁目	53.0k +100m	1 箇所	護岸工未整備 (羽村市排水樋管)
多左 53-3	水衝洗掘	B	左	玉川 2 丁目	53.0k +100m 52.4k +100m	603.4	堤防前面の洗掘のお それがある箇所

令和~~2~~7年度洪水対策計画書 国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所

4 水防訓練の実施

(1) 方針

水防法及び同法に基づく東京都水防計画に準拠し、市内河川のいっ水、堤防決壊による氾濫時等有事における水防工法の完全な習得を目的として、福生消防署、福生警察署その他の防災機関の指導及び協力を得て水防訓練を実施する。

(2) 実施要項

① 訓練項目

次の全部又は一部を実施する。

- ・参考及び部隊編成訓練

- ・情報通信訓練
- ・本部運営訓練
- ・水防工法訓練（土のう作り、積土のう、月の輪等）
- ・救助訓練
- ・救急訓練
- ・その他水害時の活動に必要な訓練

② 参加機関

福生消防署、福生警察署、市消防団、防災機関、市各部等
なお、状況により隣接市町との合同による訓練の実施も考慮する。

③ 実施時期

原則として、隔年で台風シーズン前に実施する。

5 救助救急訓練の実施（福生消防署・市消防団）

多数の負傷者を伴う災害の発生に際し、救助作業及び救急業務活動を迅速かつ的確に行うため、福生消防署の指導のもと、消防署員と市消防団員が連携して訓練を実施する。

（1）基礎訓練

① 傷病者救護処置訓練

- 観察要領
- 気道確保要領
- 人工呼吸法
- 心肺蘇生法
- 止血法
- 副子法
- 搬送法
- ほう帯法
- 創傷及び熱傷の手当要領

② 救助訓練

③ 救急無線運用訓練

④ 情報収集訓練

（2）総合救助救急演習

① 実施方法

多数の負傷者が発生する災害を想定した総合救助救急演習を毎年1回実施する。

② 演習項目

- 部隊運用及び現場指揮
- 現場指揮本部の設置
- 現場救護所の設置及び処置
- 救助救急活動
- 搬送順位の決定
- 医療機関との連携
- 非常用救急資器材の管理
- 傷病者の救命救急処置
- 受入態勢の把握及び分散搬送
- 各種情報収集及び広報
- 関係機関への要請要領及び協力態勢の確認
- 無線統制及び報告

6 関係機関による訓練の実施

（1）災害警備訓練（福生警察署）

風水害に関する各種訓練等を実施し、災害時における警備態勢の確立と事案対処処理能力の向上を図る。

① 方針

~~風水害等の災害に際し、救助活動、避難誘導、交通の確保等の警察活動を迅速かつ~~

的確に行うため、災害警備訓練を実施し、災害における警備態勢の確立を図る。

②実施要領

災害警備訓練実施要領は、福生警察署（含む、本部指定訓練等）において別途計画により実施する。

③実施方法

福生警察署員（含む、本部指定訓練員等）を対象に、関係機関の協力を得て実施する。

④訓練項目

○警備本部設置並びに部隊指揮方法（各級幹部による）
 ○参集及び部隊編成
 ○救助活動 ○避難誘導 ○交通規制 ○水防王法 ○舟艇操法（船外機操法を含む）
 ○各種資器材の操作訓練 ○広報活動 ○通信訓練 ○アイソートの取扱
 ○その他災害時の活動に必要な訓練

(2) 施設防護訓練（武陽ガス株、伊吹石油ガス株、東京電力パワーグリッド株）

① 武陽ガス株、伊吹石油ガス株

ガス施設に対する災害予防措置及び災害対策措置を円滑かつ迅速に行うための訓練を実施する。

②東京電力パワーグリッド株

非常時における迅速・的確な情報連絡態勢の充実などを目的に、情報連絡を中心とした訓練を年1回、全体的に実施する。

大規模災害時の実践的な復旧方法等を身につけておくため、必要により防災復旧訓練を行う。

7 広報・啓発

(1) 洪水・土砂災害ハザードマップの周知

「洪水・土砂災害ハザードマップ」は、浸水想定区域等と土砂災害（特別）警戒区域の情報を同一の地図に掲載したものであり、様々な方法により市民への周知を図り、浸水及び土砂災害への備えを呼びかけている。市は、水害対策及び土砂災害対策として平成30年に「洪水ハザードマップ・土砂災害ハザードマップ」を改定し、全戸配布した。

○資料編 「図1 洪水ハザードマップ・土砂災害ハザードマップ」 資-50 参照

① 洪水ハザードマップ

洪水ハザードマップは、国土交通省が公表した「多摩川浸水想定区域図」をもとに、多摩川が氾濫した場合に想定される浸水範囲、深さ、避難所などを示した地図である。

浸水想定区域の想定条件（想定最大規模）は、多摩川流域に48時間で総雨量588mmの大雨が降り、多摩川が氾濫した場合を想定したものである。

浸水履歴については、過去10年間に0.2m以上の浸水実績があった区域を示している。

浸水想定区域等と合わせて、防災情報を掲載することにより、市民への防災意識の啓発を図っていく。

② 土砂災害ハザードマップ

土砂災害ハザードマップは、都が指定した土砂災害（特別）警戒区域図をもとに作成した地図である

がけ崩れや土石流などが発生した場合に被害を受けるおそれのある区域を示している。

この地図を配布することで、土砂災害への早めの備えを呼びかけていく。

（2）マイ・タイムライン作成の推進

マイ・タイムラインは、避難に備えた行動を一人ひとりがあらかじめ決め、作成することにより、適切な避難行動を事前に整理できるものであり、「東京マイ・タイムライン」を配布することで、風水害への対応力を高めるための啓発を図っていく。

市は、避難対策として令和2年に「東京マイ・タイムライン」を全戸配布した。

8 資器材の確保

（1）資機材物資の備蓄

市は、水防活動、避難活動、避難者支援のための資機材、物資を平常時から備蓄しておき、それらを水害時に、円滑に活用・配給できるように防災計画、体制を点検し、充実を図っていく。

（2）水防資器材の要請（西多摩建設事務所）

水防資器材を要請する場合は、西多摩建設事務所に電話（後日文書にて処理）にて要請し、資材は、水防倉庫から払い出すものとする。

【水防用備蓄資器材一覧表（西多摩建設事務所（羽村倉庫）】

品名	単位	品名	単位	品名	単位
土のう	8,900袋	鉄線	170kg	鋸	6丁
土のう留杭	900本	杭	500本	鉈	8丁
軽量鋼板	100枚	繩	800m	番線カッター	10丁
籠	45本	ショベル	94丁	もっこ	40丁
木材	1.0m ³	ツルハシ	50丁	一輪車	3台
シート	1,300m ²	掛矢	18丁		

令和6年度東京都水防計画

(3) 多摩川洪水予報

国土交通省関東地方整備局及び気象庁大気海洋部が共同で行う洪水予報は、2以上の都府県を流れる河川又は流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済に重大な損害を生ずるおそれのある場合に発表される。市に関連する洪水予報は、多摩川洪水予報である。

【水防活動に係る多摩川洪水予報の基準】

予報地点	種類	発表基準
調布橋 (青梅市) 石原 (調布市) 田園調布(上) (大田区)	多摩川氾濫注意情報	・予報地点のいずれか1地点の水位が、氾濫注意水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれる場合
	多摩川氾濫警戒情報	・予報地点のいずれか1地点の水位が、氾濫危険水位に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれる場合
	多摩川氾濫危険情報	・予報地点のいずれか1地点の水位が、氾濫危険水位に到達したとき、あるいは急激な水位の上昇による氾濫のおそれがあるとき
	多摩川氾濫発生情報	・洪水予報区域内で、氾濫が発生したとき

【多摩川洪水予報実施区域】

水系	河川	実施区域
多摩川	多摩川	左岸 東京都青梅市大柳町 万年橋から海まで 右岸 東京都青梅市畠中

【洪水予報地点及び水位の基準】

観測所	場所	河口から の距離	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位 (設定箇所)	計画高 水位
調布橋	青梅市 上長淵	59.4km 杭 上流 136m	0.20m	1.00m	1.20m	1.60m (左岸 54.4k)	4.70m
石原	調布市 多摩川 三丁目	27.6km 杭 上流 59m	4.00m	4.30m	4.30m	4.90m (右岸 24.8k)	5.94m
田園調布 (上)	大田区 田園調布	13.4km 杭 上流 90m	4.50m	6.00m	7.60m	8.40m (左岸 17.8k)	10.35m

参考：令和7年度洪水対策計画書 国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所

第4章 水防活動態勢

この態勢は、水防法、災害対策基本法、東京都地域防災計画（風水害編）及び東京都水防計画に基づき、大雨、暴風その他のによる大規模な風水害の発生、又は発生するおそれがある場合に、これらの情報を事前に収集・分析し、警戒や防御に取り組むとともに被害を極力軽減するために必要な態勢について定めるものとする。

【主な機関の応急水防態勢の流れ】

状況区分	状況区分I	状況区分II 状況区分III	状況区分IV	状況区分V	状況区分VI
市		<ul style="list-style-type: none"> ○気象情報、水位情報等の収集及び伝達 ○気象庁ホットライン（随時） ○風水害対策連絡会の設置（適時）〔情報監視態勢、情報連絡態勢、警戒配備態勢〕 ○東京都、警視庁、東京消防庁等との連携・協力（随時） ○水防活動の準備及び開始（防災担当職員） ○災害対策本部の設置〔第1～3次非常配備態勢〕 ○高齢者等避難 ○避難指示 ○関係機関への応援要請 ○緊急安全確保 			
消防団		<ul style="list-style-type: none"> ○気象情報、水位情報等の収集 ○水防活動の準備及び開始 ○水防に関する警戒の実施 			
気象庁		<ul style="list-style-type: none"> ○気象情報の発表（早期注意情報発表・東京都の府県気象情報） ○気象解説ホットライン（随時） ○防災情報提供システムによる情報提供 ○注意報発表（大雨、洪水など） ○警報発表（大雨、洪水など） ○指定河川洪水予報（多摩川） ○土砂災害警戒情報発表 (東京都と共同発表) ○記録的短時間大雨情報発表 ○顕著な大雨に関する気象情報発表 ○特別警報発表 			

【状況区分と警戒レベルの相対関係図】

状況区分	警戒レベル	状況区分・警戒レベル移行基準	
状況区分I	警戒レベル1	「早期注意情報」気象庁が発表	
状況区分II	警戒レベル2	「注意報」気象庁が発表	
状況区分III	警戒レベル3	台風等に伴う「警報」気象庁が発表・「自主避難所」開設	
状況区分IV		「災害対策本部」設置	
状況区分V		「高齢者等避難」発令	
		「避難所」、「福祉避難所」開設	
警戒レベル4	「避難指示」発令		
状況区分VI	警戒レベル5	「緊急安全確保」発令	

※ 状況区分は、市が風水害時に行う活動内容や配備態勢などの時期を分けたもの

※ 警戒レベルは、災害発生時に事前に市民が避難できるようにレベル分けされた防災情報

【状況区分の基準、態勢組織（会議）、配備態勢、活動】

状況区分I	基 準	台風接近や大雨のおそれがあるとき
	組織（会議）	風水害対策報連絡会
	配備態勢	情報監視態勢
	主な活動	情報収集・監視、対応方針確認、土のう確認など
状況区分II	基 準	注意報から警報に移行する可能性が高まったとき
	組織（会議）	風水害対策連絡会
	配備態勢	情報連絡態勢
	主な活動	状況把握、市内点検、対策実施など
状況区分III	基 準	台風等に伴う警報が発表され自主避難所を開設したとき
	組織（会議）	風水害対策連絡会
	配備態勢	警戒配備態勢
	主な活動	自主避難所開設・運営
状況区分IV	基 準	災害の可能性が高まり災害対策本部を設置したとき
	組織（会議）	災害対策本部
	配備態勢	第1次非常配備態勢
	主な活動	「避難所」、「福祉避難所」開設準備
状況区分V	基 準	高齢者等避難を発令して避難所を開設したとき
	組織（会議）	災害対策本部
	配備態勢	第2次非常配備態勢
	主な活動	「高齢者等避難」、「避難指示」発令 「避難所」、「福祉避難所」開設・運営
状況区分VI	基 準	災害が発生又は切迫したとき
	組織（会議）	災害対策本部
	配備態勢	第3次非常配備態勢
	主な活動	「緊急安全確保」発令、災害対応

部名	責任者 (部長)	班名	責任者 (班長)	分掌事務
			<u>子ども政策課長</u> 子育て支援課長 <u>こども家庭センター長</u> <u>子育て相談課長</u> <u>子育て相談課主幹</u>	② 医療救護班の編成及び派遣に関する事 ③ 医療救護所の開設及び医薬品等の供給確保に関する事 ④ 乳幼児及び妊産婦の救護に関する事 ⑤ 感染症の予防に関する事 ⑥ 感染症患者の収容、隔離に関する事 ⑦ 所管施設の安全対策・災害対応に関する事 ⑧ 児童福祉施設の被害状況調査及び報告に関する事 ⑨ 部内の連絡調整及び責任者(部長)の補佐に関する事 ⑩ 保健活動班による巡回健康相談に関する事 ⑪ 災害時保健活動に関する事 ⑫ 保健活動に係る応援要請に関する事 ⑬ 他班への応援に関する事
まちづくり部	まちづくり部長	都市建設班	都市計画課長 土木課長 建築課長 区画整理課長 区画整理課主幹	① 道路、橋梁及び河川の被害状況調査及び報告に関する事 ② 道路、橋梁その他土木施設の整備及び復旧に関する事 ③ 道路、河川等における障害物の除去に関する事 ④ 災害対策に必要な労務の調達、確保及び供給に関する事 ⑤ 倒壊物、崩土等の処理に関する事 ⑥ 応急仮設住宅の建設及び応急修理に関する事 ⑦ 公共土木施設及び建築物等の被害状況調査及び報告に関する事 ⑧ 都市施設の被害状況の調査及び報告に関する事 ⑨ 公共土木施設及び建築物等の点検、整備及び復旧に関する事 ⑩ 羽村市建設防災協力会等との連絡及び協力要請に関する事 ⑪ 応急復旧用資機材及び機器の確保に関する事 ⑫ 緊急交通路の確保に関する事 ⑬ 公園・公園施設及び緑地の被害状況調査及び報告に関する事

3 警戒配備態勢（状況区分Ⅲ）

配備態勢の基準	<p>『2 情報連絡態勢の状況に加えて』</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大雨警報又は洪水警報が発表されたとき ●暴風警報が発表されたとき ●災害の可能性があり自主避難所を開設したとき ●台風等による災害発生に備え、準備作業が必要となったとき ●台風接近等により道路、公園その他の施設の安全点検を強化する必要が生じたとき ●道路の冠水が発生したとき ●多摩川調布橋観測所（青梅市）（以下「観測所」という）の水位が、水防団待機水位（0.20m）に達したとき
配備態勢における活動	<p>『2 情報連絡態勢の活動に加えて』</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自主避難所の運営・状況確認 ●要配慮者利用施設への注意喚起 ●自主避難所の追加開設判断・開設準備 ●公用車の管理 ●行政連絡委員への情報提供
配備職員等	<p>総務部：総務部長、契約管財課長、防災安全課長、防災安全課主幹、契約管財課、防災安全課</p> <p>市民部：市民部長、地域振興課長、地域振興課、市民課</p> <p>福祉健康部：福祉健康部長、社会福祉課長、障害福祉課、高齢福祉介護課</p> <p>まちづくり部：まちづくり部長、都市計画課長、土木課長、建築課長、区画整理課長、区画整理課主幹、都市計画課、土木課、建築案課、区画整理課</p> <p>上下水道部：上下水道部長、上下水道業務課長、上下水道設備課長、上下水道業務課、上下水道設備課</p> <p>生涯学習部：生涯学習部長、生涯学習部参事、生涯学習総務課長、学校教育課長、教育支援課長、統括指導主事、スポーツ推進課長、生涯学習総務課、生涯学習推進課、スポーツ推進課、図書館、郷土博物館</p> <p>その他：会長が必要と認める職員</p>
組織（会議）	風水害対策連絡会
市からの発令等	<ul style="list-style-type: none"> ●消防団出動（車庫待機・警戒活動）

4 第1次非常配備態勢（状況区分IV）

配備態勢の基準	<ul style="list-style-type: none"> ●災害の可能性が高まり災害対策本部を設置したとき ●警戒配備態勢の基準からさらに増水し、観測所の水位が、氾濫注意水位（1.00m）に達したとき
配備態勢における活動	<p>《3 警戒配備態勢の活動に加えて》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ライフライン状況確認 ●被害状況の収集・取りまとめ ●災害対策本部開催 ●避難所・福祉避難所の開設判断・開設準備 ●「避難情報」「避難所開設」などの情報発信準備 ●避難行動要支援者の支援関係者へ連絡 ●リエゾン（情報連絡員）派遣要請 ●応援、協力、派遣要請の判断
配備職員等	<p>全部課長</p> <p>企画部：企画政策課、秘書広報課</p> <p>総務部：総務課、職員課、契約管財課、防災安全課</p> <p>市民部：市民課、課税課、納税課、地域振興課</p> <p>産業環境部：産業振興課、環境政策課、生活環境課</p> <p>福祉健康部：社会福祉課、障害福祉課、高齢福祉介護課、健康課</p> <p>子ども家庭部：子ども政策課、子育て支援課、子育て相談課 こども家庭センター</p> <p>まちづくり部：都市計画課、土木課、建築課、区画整理課</p> <p>上下水道部：上下水道業務課、上下水道設備課</p> <p>生涯学習部：生涯学習総務課、学校教育課、教育支援課、教育相談室、生涯学習推進課、スポーツ推進課、図書館、郷土博物館</p> <p>選挙管理委員会事務局</p> <p>監査委員事務局</p> <p>その他：本部長が必要と認める職員</p> <p>※ 各職員の業務は、第5部風水害対策、第4章水防活動態勢、第3節災害対策本部、3災害対策本部による</p>
組織（会議）	災害対策本部
市からの発令等	<ul style="list-style-type: none"> ●消防団出動（災害活動等）・交通安全推進委員出動

5 第2次非常配備態勢（状況区分V）

配備態勢の基準	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者等避難を発令して避難所を開設したとき ●観測所の水位が避難判断水位（1.20m）に達し、さらに増水が見込まれるとき ●市内で48時間雨量が400mmを超えたとき ●土砂災害警戒情報が発表されたとき ●記録的短時間大雨情報が発表されたとき ●顕著な大雨に関する気象情報（線状降水帯による大雨の可能性）が発表されたとき
配備態勢における活動	<p>『4 第1次非常配備態勢の活動に加えて』</p> <ul style="list-style-type: none"> ●避難所・福祉避難所の運営・状況確認 ●要配慮者利用施設などとの連絡調整
配備職員等	<p>全部課長 議会事務局：議会事務局 企画部：企画政策課、財政課、秘書広報課、情報政策課 総務部：総務課、職員課、契約管財課、防災安全課 市民部：市民課、課税課、納税課、地域振興課 産業環境部：産業振興課、環境政策課、生活環境課 福祉健康部：社会福祉課、障害福祉課、高齢福祉介護課、健康課 子ども家庭部：子ども政策課、子育て支援課、子育て相談課 子ども家庭センター まちづくり部：都市計画課、土木課、建築課、区画整理課 上下水道部：上下水道業務課、上下水道設備課 会計：会計課 生涯学習部：生涯学習総務課、学校教育課、教育支援課、教育相談室、生涯学習推進課、スポーツ推進課、図書館、郷土博物館 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 その他：本部長が必要と認める職員</p> <p>※ 各職員の業務は、第5部風水害対策、第4章水防活動態勢、第3節災害対策本部、3災害対策本部による</p>
組織（会議）	災害対策本部
市からの発令等	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者等避難発令（避難行動要支援者等避難） 〔観測所の水位が避難判断水位（1.20m）に到達したとき〕 ●避難指示発令 ※第3次非常配備態勢への即応態勢 〔氾濫危険水位（1.60m）に到達したとき 河川管理施設の異常（漏水等破堤につながるおそれのある被害等）を確認したとき〕 ●消防団出動（災害活動等）・交通安全推進委員出動（避難者誘導等）

6 第3次非常配備態勢（状況区分VI）

配備態勢の基準	<ul style="list-style-type: none"> ●「緊急安全確保」を発令したとき ●観測所の水位が氾濫開始相当水位 (0.304.67m) に達したとき ●特別警報が発表されたとき ●災害が発生又は切迫したとき
配備態勢における活動	<ul style="list-style-type: none"> ●原則的には、地域防災計画の災害対策本部の組織体制における分掌事務にしたがって、各部・班の業務を実施 ●被害状況等に応じて、本部長の指示により他部・班への応援体制をとる
配備職員等	●全職員
組織（会議）	災害対策本部
市からの発令等	<ul style="list-style-type: none"> ●消防団出動（災害活動等）・交通安全推進委員出動（避難者誘導等） ●緊急安全確保発令 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> <div style="flex-grow: 1;"> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-right: 10px;">破堤を確認</div> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-right: 10px;">河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認</div> </div> <div style="border-right: 1px solid black; padding-right: 10px; margin-right: 10px;">]</div> </div> ●消防団出動（災害活動等）・交通安全推進委員出動（避難者誘導等）

部に報告するものとする。

4 福生警察署の協力

- 市から、水防上の必要により、警察官の出動を求められた場合は、~~避難誘導、大命救助等基礎的警備活動に支障のない限り警備可能な範囲で~~部隊を応援出動させる。なお、要請がない場合においても事態が急を要する~~と認められる~~ときは、~~積極的に出動するものと~~災害応急活動を実施する。
- 水防現場においては、市及び消防機関等と緊密な連絡調整をし、水防活動に協力する~~とともに、水防上必要と判断されるときは、警戒区域を設定し、関係者以外の立入り制限及び禁止又は立退き等必要な措置を講じ、水防活動が迅速に行われるよう努める。~~
- ~~水防機関及び消防機関等で、水防現場に向かうものの通行市の災害応急対策従事車両について~~は、なるべく優先通行等の便宜を~~与え、水防活動供与し、災害対策活動~~が迅速に行われるよう努める。
- 被災者等に対する救助業務について、災害初期においては、可能な限りこれに協力することとし、状況に応じ逐次警察本来の活動に移行する。

第8節 決壊時の処置

堤防の決壊を確認したとき、又はこれに準ずる事態が発生した場合は、水防管理者（市長）又は消防署長及び消防団長は、直ちに都水防本部（都建設局）に通報するとともに、関係機関に通報し、相互に緊密な連絡をとるものとする。

決壊した時においても、水防管理者（市長）及び消防署長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

水防管理者（市長）は、洪水による著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立退きを指示することができる。この場合、遅滞なく警察署長にその旨を通知しなければならない。

市は、水防のため緊急の必要があるときは、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他資材を使用し、車両その他運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他障害物を処分することができる。

第9節 費用負担及び公用負担

1 費用負担

市は、水防に要する費用を負担するものとする。ただし、応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その額及び方法は、当該応援を求めた水防管理団体と応援を求める水防管理団体が協議して定める。（水防法第41条、第23条第3項及び第4項）

また、他の市町村が当該水防により著しく利益を受ける場合には、当該水防に要する

(3) 公用負担命令票

公用負担の権限を行使するときは、次のような公用負担命令票を作成し、その一通を目的物所有者、水防管理者（市長）又はこれに準ずべき者に交付するものとする。ただし、現場の事情により、そのいとまのないときは、事後において直ちに処理する。

公用負担命令票					
			住 所	名	
第	号	負担者			
物 件	数 量	負担内容（使用、収容、処分等）	期 間	摘 要	
水防法第28条の規定により右物件を収容（使用又は処分）する。					
年 月 日					
水防管理者 氏			名 印		

(4) 損失補償

公用負担権限行使によって損失を受けた者に対しては、水防管理団体は時価によりその損失を補償するものとする。（水防法第28条）

第10節 水防実施状況報告

市は、洪水等により被害を生じた場合は、直ちに建設事務所（西多摩建設事務所）にその概況を速報するものとする。なお、水防資材等の救援を要する場合は、その旨あわせて連絡するものとする。

水防管理者（市長）は、水防終了後3日以内に水防実施状況を建設事務所（西多摩建設事務所）に第1号様式及び第2号様式により報告するものとする。

また、「水防巡視点検表」及び「災害報告（がけ崩れ）」の提出を求められた場合は、令和7年度東京都水防計画 資8-1 及び 資8-7 により提出するものとする。

第1号様式

【令和7年度東京都水防計画 資料編8.2】

<速報版>

水防活動報告書

水防管理団体			令和 年 月 日 時 現在		
担当部所連絡先	部 課 係		Tel ----- Fax	報告者	
水防活動実施箇所	左 川 岸 右				
地名・住所		区市 町村			
活動日時	自 月 日 時 ~ 至 月 日 時				
出動人員	職 員		消 防 団	そ の 他	
	人		人	人	
水防活動の 概況および工法	工 法				
	延 長		m		
使用 資 器 材	品 名	単位	数 量	水位の 状 況	
				水防関係者 の死傷状況	
通 信 欄					

注1. この報告書は水防活動箇所ごとに作成すること。（内水に関する活動も含む。）

注2. 水防活動終了後3日以内に建設事務所にFAXで提出すること。追って、図面および活動状況を示す写真等を送付すること。

注3. 俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、杭、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石、及び土砂を使用したときは、各々の数量を明記すること。

第2号様式

【令和7年度東京都水防計画 資料編8.8】

別記様式1

被　害　報　告　表

都道府県名		県等コード	第　報	報告者	令和　年　月　日　時　現在			
					調査率	%	気象コード	
異常気象名				災対発生年月日	自　月　日：至　月　日			
気象データ	市　町　村　名		連続雨量最大： (　　観測所)			被災中心地： (　　観測所)		
	連　続　雨　量		mm	日　時～　日　時	mm	日　時～　日　時		
	最　大　日　雨　量		mm	日　時～　日　時	mm	日　時～　日　時		
	最　大　時　間　雨　量		mm	日　時～　日　時	mm	日　時～　日　時		
	最　大　平　均　風　速		m/秒	日　時　分～　時　分	m/秒	日　時　分～　時　分		
	そ　の　他							
工　種		都　工　事		市町村工事		計		
		箇　所　数	金額(千円)	箇　所　数	金額(千円)	箇　所　数	金額(千円)	
河　　川								
海岸(港湾に係るもの)								
海岸(その他)								
砂　防　設　備								
地すべり防止施設								
急傾斜地崩壊防止施設								
道　　路								
橋　　梁								
港　　湾								
下　水　道								
公　　園								
計								

第5節 要配慮者の避難体制

1 安全確保

要配慮者の安全確保については、第2部 震災対策 第1章 市民と地域の防災力向上 第2節 具体的な施策 VI避難行動要支援者を準用する。

2 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域における避難体制の確保

「水防法第15条」の規定に基づく浸水想定区域及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条」の規定に基づく土砂災害警戒区域における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、次の措置を実施するものとする。

(1) 大雨警報等の集中豪雨で、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の区域内に所在する要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）を事前に把握する。

(令和67年4月現在)

区域	施設名称	所在地（電話番号）
浸水想定区域	真愛会 あかしあの里	玉川2-6-6 (042-578-3555)
	東京武尊会 羽村園	羽690-17 (042-550-7888)
	羽村市 高齢者在宅サービス老人福祉 センター いこいの里	羽加美4-18-6 (042-578-0678)
	福祉作業所 スマイル工房	玉川2-10-1 (042-578-2723)
	らぼーる羽村	羽中4-7-22 (042-848-5915)
土砂災害警戒区域	羽村東小学校（一部）	羽東2-18-1 (042-554-5663)
	グループホーム リックス 滞在型3	羽中3-8-21 (042-578-9961)

(2) 浸水想定区域や土砂災害警戒区域の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練を実施する。なお、市長は、必要があれば、管理者等に対して助言・勧告するよう努める。

(3) 風水害時には当該施設に対し防災行政無線、市メール配信サービス、広報車、エリヤメール、テレビはむら等の情報提供手段により洪水予報等を伝達するなど迅速な避難行動が実施できるよう洪水予報等や避難指示等の的確な情報提供や連絡体制を確立する。

第6章 警備・交通規制

第1節 警備方針【福生警察署】

関係機関と緊密な連絡を保持しながら、総合的な災害応急活動の推進に寄与するとともに、災害の発生が予想される場合は、早期に警備態勢を確立して災害情報の伝達、避難の指示、警告等の活動を行うほか、関係機関の活動に協力する。

災害が発生した場合には、全力を尽くして大命被災者の救出・救護に努めるほか、現場広報を活発に行うとともに、交通規制・街頭活動の強化等の応急対策を実施し、~~もって住民の生命、身体及び財産の保護及び災害時における秩序の維持に当たる~~する。

第2節 警察の任務

風水害等発生時における警察活動は概ね次の各号のとおりとする。

- ・河川、~~沿岸水城~~等その他危険箇所の警戒
- ・災害地における災害関係の情報収集
- ・警戒区域の設定
- ・被災者の救出救護
- ・避難者の誘導
- ・危険物の保安
- ・交通秩序の確保
- ・犯罪の予防及び取締り
- ・行方不明者の調査
- ・遺体の調査~~等~~
~~(及び検視)~~

第3節 警備態勢

~~福生警察署は、警備部長（最高警備本部が設置された場合は警視総監）の命により、次の段階に応じた配備態勢をとるものとする。ただし命令がない場合であっても、福生警察署は、管内情勢を把握して、所掌事務に応じて各段階の態勢をとることができることとする。~~

1 警備態勢警備本部の設置

~~福生警察署長は、段階に応じて発令される警備態勢をとるものとする。ただし、発令がない場合であっても管内の情勢等により必要と認めるときは、各段階の態勢をとることができる。~~

~~また、警備態勢は、気象状況、被災状況等に応じて準備態勢、注意態勢、警戒態勢、非常態勢の4段階とする。~~

福生警察署長は管内に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、警備本部を設置し、指揮態勢を確立する。

2 警戒区域の設定部隊の編成

災害現場において、市長若しくはその職権を行う市の職員がいないとき、又はこれらの者から要求があつて防災上必要と認めるときは、警戒区域を設定するとともに、直ちにその旨を市長に通知する。

福生警察署長は部隊を編成し、警備に当たる。

第4節 警備部隊の編成警備活動

1 警備本部の設置警戒区域の設定

福生警察署長は、警戒態勢又は非常態勢が発令された場合及び管内に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、警備本部を設置し、管内の警備指揮に当たるものとする。

災害現場において、市長若しくはその職権を行う市の職員が現場にいないとき、又は、これらの者から要求があつたときは、警戒区域を設定するとともに、直ちにその旨を市長に通知する。

2 警備部隊の編成市に対する協力

管内に大規模な災害が発生し、又は発生が予想される場合は、福生警察署長は、一般事務の処理に必要な最小限度の要員を除いた全員をもって部隊を編成し、警備に当たるものとする。

被災者等に対する救助業務については、災害の初期において可能な限りこれに協力することとし、状況に応じて逐次警察本来の活動に移行する。

第5節 警備活動要領

1 警備態勢各段階の措置

警備部隊は、第3節の警備態勢の各段階に応じ、福生警察署の実施計画の定めるところにより適切な警備活動を行う。

2 被災地及び被災予想地の警備

被害が予想される地域及び危険箇所に対しては、あらかじめ状況に応じた部隊配備を行い、関係機関と密接な連絡をとり、緊急事態の発生に備えること。

被害が発生した場合は、災害対策本部及び関係防災機関と連携し、その状況により集中警備力を投入して、被災者の救出、避難誘導活動を重点的に行う。

避難所、救援物資の集積所及び避難指定地域等に対しては、関係防災機関に積極的に協力し、適當数の部隊配備を行う。

被災者に対する救助業務については、災害の初期において可能な限りこれに協力することとし、状況に応じて逐次警察本来の活動に移行する。

第6-5節 交通規制

広域的災害発生の場合には、東京都公安委員会の決定に基づき必要な措置を実施する。福生警察署長は、危険箇所の表示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑に努める。

第6-6節 車両検問

福生警察署長は、主要幹線道路における車両検問を行い、住民の緊急避難または応急物資、応急復旧工作資材等の緊急輸送を確保するため、必要に応じて他の一般車両の通行を禁止し、または制限して、災害の拡大防止及び迅速な復旧の実効を図る。

第6-7節 障害物の除去等

交通の妨害となっている倒壊樹木、漂流物、垂下電線等の除去及び道路、橋等の応急補強並びに排水等については、災害対策本部、関係防災機関等に連絡しそれらの復旧促進に協力する。

第3章 火山災害対策

【体系図】

第1節 基本方針

P6-23

第2節 情報の収集及び伝達

P6-31

第3節 応急活動体制

P6-36

第3章 火山災害対策

第1節 基本方針

本対策は、富士山で大規模な噴火が発生した場合、吹き上げられた火山灰が、噴火規模や気象条件によっては市にも到達し、2~10cm程度以上、降灰する可能性があることから、市民の生命及び健康の安全を確保するための降灰対策を推進するとともに、市や関係機関等がとるべき対応を定めるものである。

なお、平成21年2月に浅間山が噴火し東京にも降灰があったことから、富士山以外の火山の噴火に伴う対応についても本対策を準用するものとする。

1 被害想定図の降灰対策検討の概要

~~本対策では、国が設置した富士山ハザードマップ検討委員会が、平成16年6月に公表した「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」に示された被害想定を基礎とする~~

(1) ハザードマップの検討経緯

平成13年7月に、国、関係する県及び市町村により「富士山火山防災協議会」が設立（後に東京都も参加）された。火山防災対策の確立と、それらの基礎となる火山ハザードマップや火山防災マップの作成にあたり、専門的見地から検討するため富士山ハザードマップ検討委員会が同年7月に設けられ、平成16年6月に富士山ハザードマップが作成された。

富士山ハザードマップ検討委員会が取りまとめた被害想定では、市は、富士山山頂火口から距離があるため、溶岩流、火碎流等の被害を受けることはなく、広範囲な降灰に起因する被害が想定されている。

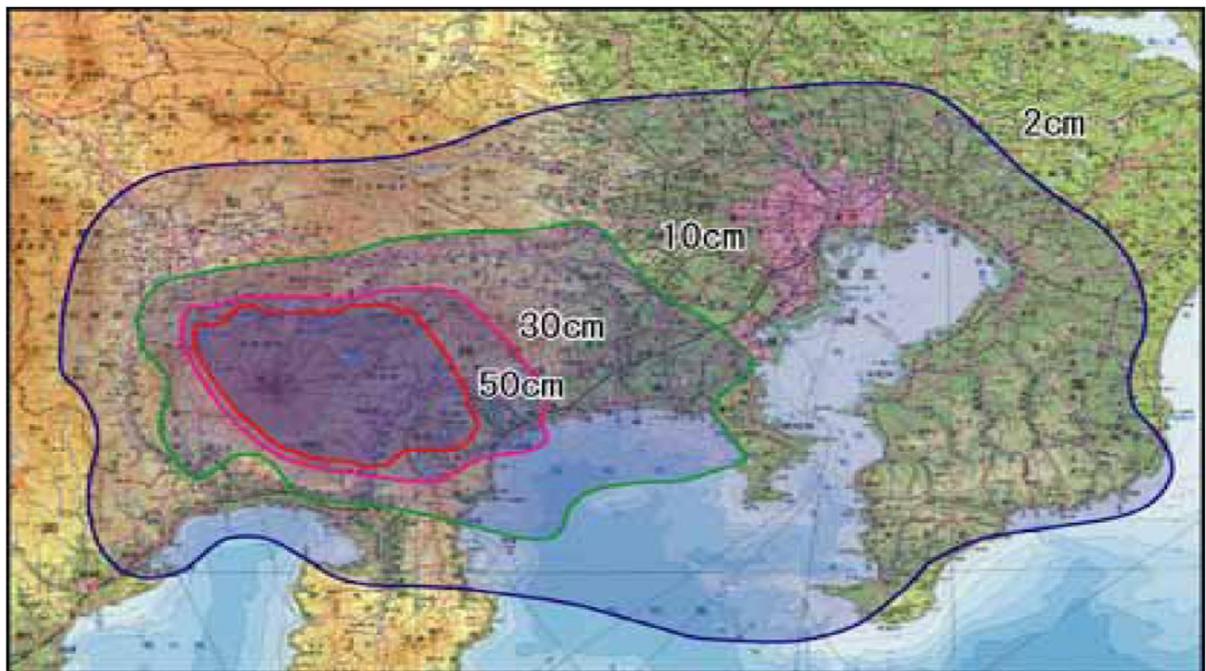
なお、実際の降灰範囲は、噴火のタイプ、火口の出現位置、噴火規模、噴火の季節等の様々な条件によって変化する。

【噴火の規模と被害の概要】

内 容	
噴火の規模等	規 模 宝永噴火と同程度
	継続期間 16日間
被 害 の 原 因	降灰
被 害 の 範 囲	市内全域
被 害 の 程 度	2~10cm程度
被 害 の 概 要	健康障害、建物被害、交通・ライフライン・農業・商工業・観光業への影響

※上の表は、平成16年当時の表現をそのまま引用したものである。

降灰予想図（降灰の影響がおよぶ可能性の高い範囲）



出典 富士山火山広域防災対策基本方針より

※富士山火山防災対策協議会は、令和3年3月に富士山のハザードマップを改定したが、降灰については、平成16年版を再掲している。

(2) 大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ

平成30年に大規模噴火時の広域降灰対策の基本的な考え方を検討するため、中央防災会議 防災対策実行会議に「大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ」（以下「広域降灰WG」という。）が設置された。

広域降灰WGでは、国や指定公共機関、地方公共団体等が首都圏における大規模噴火時の降灰対策の検討を行う際の前提となるよう、まずは大規模噴火降灰時に降灰によりどのようなことが起こるのかを検討し、これを基に大規模噴火時の広域降灰対策の基本的な考え方について検討が行われた。

検討においては、過去に首都圏に大量の降灰をもたらした実績があり、過去の噴火実績が比較的解明されていることを踏まえ、富士山をモデルケースに用いることとされた。

検討の結果、令和2年4月に「大規模噴火時の広域降灰対策について—首都圏における降灰の影響と対策—～富士山噴火をモデルケースに～(報告)」（以下「広域降灰WG報告」という。）が公表された。

広域降灰WG報告では、大規模噴火時における降灰による影響や対策の検討の留意事項等が取りまとめられている。

（3）首都圏における広域降灰対策検討会

「広域降灰WG報告」に基づき、富士山噴火を想定した広域降灰対策を検討するため、令和6年7月から内閣府において、有識者による「首都圏における広域降灰対策検討会」（以下「広域降灰検討会」という。）が開催された。

広域降灰検討会では、降灰の状況等に応じた広域降灰対策の基本方針や関係省庁及び地方公共団体等関係機関が連携した対策を進めるに当たっての考え方や留意すべき事項についての検討が行われた。

検討の結果については、令和7年3月に内閣府が「首都圏における広域降灰対策ガイドライン」（以下「広域降灰ガイドライン」という。）として取りまとめている。

なお、「広域降灰ガイドライン」は、現時点で有する知見を基に検討結果を取りまとめたものであり、今後、具体的な地域における対策の検討や、その他の課題の検討の進捗、新しい知見の蓄積や社会構造の変化等に応じて、適宜、内閣府において、更なる充実を図っていくこととされている。

2 東京都の噴火降灰対策の前提

（1）対策の前提

東京都地域防災計画では、最悪のケースを想定し、「広域降灰ガイドライン」においても前提としている、「広域降灰WG報告」で示された首都圏への影響が最大となるケースをモデルとしたシミュレーション結果（ケース2）を対策の前提としている。

一方、国が設置した富士山ハザードマップ検討委員会が示した降灰予想図については、平成16年以降、更新がされていないことから、その位置付けについて、引き続き国の動向を注視していくこととしている。

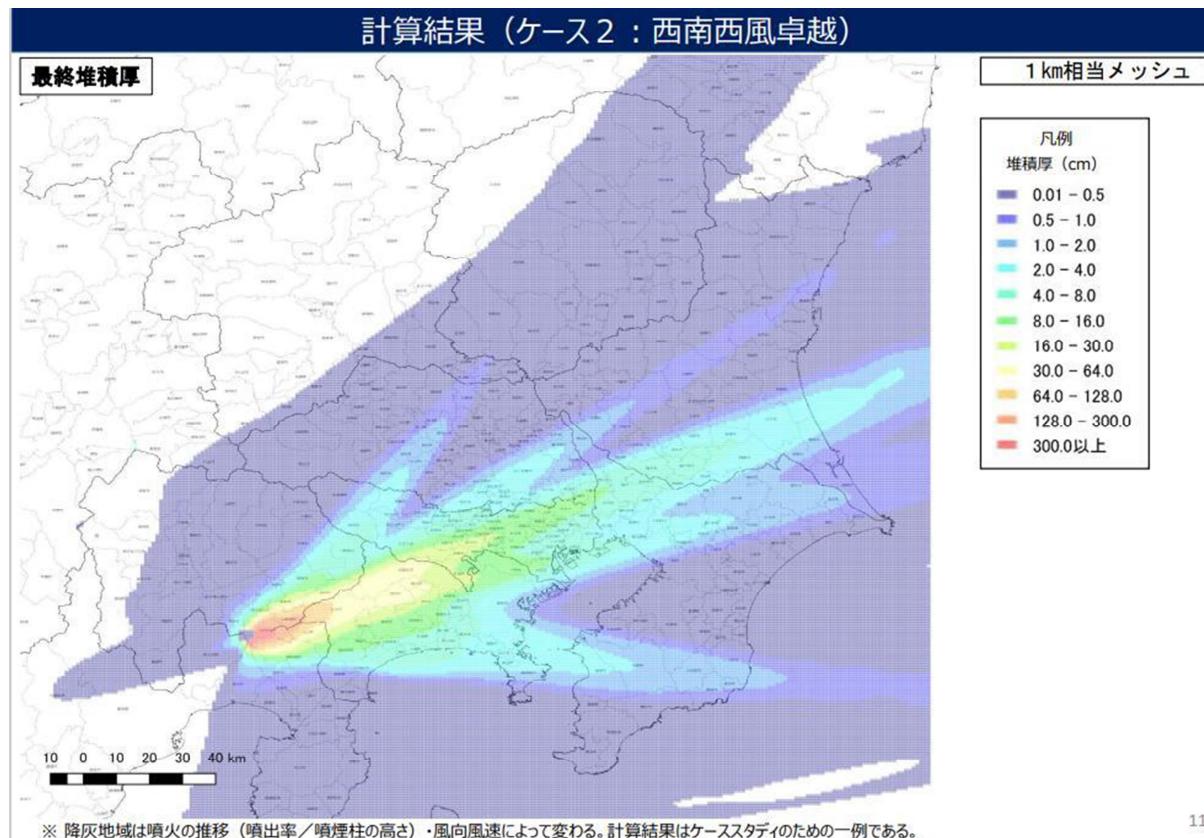
（2）広域降灰WGの想定結果

広域降灰WG報告では、西南西風が卓越し、噴火が15日間継続した場合、都内には1.2億m³の火山灰が降り積もることが想定される。多摩地域をはじめ、区部の大部分で2~10cm程度以上の降灰が発生することにより、道路等の交通網の混乱や停電の発生など、首都機能の麻痺に直結する被害が生じ、社会経済活動に甚大な影響が生じることが想定されている。

降灰シミュレーションの概要は次のとおり。

内 容		
噴火の規模等	規模・噴出率	宝永噴火の規模・噴出率
	継続期間	15 日間
被害の原因	降灰	
風 向	西南西風卓越 (2010年10月14～28日)	
降 灰 分 布	神奈川県と東京都を中心に、火山から東北東方面に分布	
特 徴	堆積厚10cm以上の降灰範囲の人口・資産が比較的大きい	
被 害 の 程 度	町田市及び八王子市の一部 30cm以上 多摩地域をはじめ、区部の大部分 2～10cm程度以上	
想定される影響	鉄道、道路、航空、船舶、物資、人の移動、電力、通信、 上下水道、建物・附帯設備、健康被害、農作物への影響有	

降灰分布図（ケース2：西南西風卓越）



11

出典：広域降灰WG報告

※令和7年3月に公表された「広域降灰ガイドライン」においても、首都圏への影響が最大となるケース2（西南西風卓越）をモデルとしている。

(3) 想定される影響

- ・ 鉄道：微量の降灰で地上路線の運行が停止する。地下路線の大部分でも、地上路線の運行停止による需要増加や車両・作業員の不足、地上部にある車両基地への入出庫等が困難となることなどから、輸送量の低下や運行停止が発生する。また、停電エリアでは、地上路線、地下路線ともに運行が停止する。
- ・ 道路：乾燥時 10cm 以上、降雨時 3cm 以上の降灰で二輪駆動車が通行不能となる。当該値未満でも、視界不良による安全通行困難、道路上の火山灰や鉄道停止に伴う交通量増等による、速度低下や渋滞が発生する。
- ・ 航空：降灰が 0.4 mm 以上になると滑走路等の除灰が検討され、2 mm 以上になると除灰が必要とされ、除灰作業が行われるまでの間、滑走路が利用不可となる。大気中に火山灰が存在する空域では、航空機は迂回等の措置が必要となる。
- ・ 船舶：降灰中は東京湾の特定の航路における視界不良により、巨大船、危険物積載船等の特定の船舶の航路外待機が必要となる。停電が発生した場合には、港湾の荷役機械が使用不可に至る。海面に火山灰が浮かんでいる場合には、冷却水管やエンジンフィルタの目詰まり、可動部分の摩擦が発生する。
- ・ 物資：一時滞留者や人口の多い地域では、少量の降灰でも買い占め等により、店舗の食料、飲料水等の売り切れが生じる。交通支障が生じると、物資の配送困難、店舗等の営業困難により生活物資が入手困難となる。
- ・ 人の移動：鉄道の運行停止とそれに伴う周辺道路の渋滞による一時滞留者の発生、帰宅・出勤等の移動困難が生じる。さらに、道路交通に支障が生じると、移動手段が徒步に制限される。また、空路、海路の移動についても制限が生じる。
- ・ 電力：降雨時 3 mm 以上の降灰で碍子（がいし：電線等を支える器具）の絶縁低下による停電が発生する。数 cm 以上の降灰で火力発電所の吸気フィルタの交換頻度の増加等による発電量の低下が生じる。電力供給量の低下が著しく、需要の抑制や電力融通等の対応でも必要な供給力が確保できない場合は、停電に至る。
- ・ 通信：噴火直後には利用者増による電話の輻輳が生じる。降雨時に、基地局等の通信アンテナへ火山灰が付着すると、通信が阻害される。停電エリアの基地局等で非常用発電設備の燃料切れが生じると、通信障害が発生する。
- ・ 上水道：原水の水質が悪化し、浄水施設の処理能力を超えることで、水道水が飲用に適さなくなる、又は断水する。停電エリアでは、浄水場及び配水施設等が運転停止し、断水が発生する。
- ・ 下水道：降雨時、下水管路の閉塞により、閉塞上流から下水があふれる。停電エリアの処理施設・ポンプで非常用発電設備の燃料切れが生じると、下水道の使用が制限される。
- ・ 建物・附帯設備：降雨時 30cm 以上の堆積厚で、木造家屋が火山灰の重みで倒壊するものが発生する。体育館等の大スパン・緩勾配屋根の大型建物は、積雪荷重を超えるような降灰重量が掛かると、損壊するものが発生する。5cm 以上の堆積厚で空調設備の室外機に不具合が生じる。
- ・ 健康被害：目・鼻・喉・気管支等に異常を生じることがある。呼吸器疾患や心疾患の

ある人々は症状が増悪するなどの影響を受ける可能性が高い。

- 農作物・水産物：農作物に対する商品価値の低下や収穫不能が生じる。降雨時 10 cm 以上の降灰で、森林の幹の折損、生育不良や枯死が発生する。水産物の漁獲量や養殖への影響が生じる可能性がある。

3 市の目指すべき到達目標の設定

安心して暮らせる羽村市の実現に向けて、目指すべき到達目標を以下のとおり定める。

降灰状況の把握	降灰状況を一元的かつ迅速に把握できる体制が構築されている。
交通インフラ対策	降灰の初期段階から効率的に除灰する体制が構築されている。
ライフライン対策	ライフライン事業者による予防・応急復旧策が強化されている。
火山灰処理	火山灰の収集から処分までの広域的な連携体制が構築され、仮置き場や処分先が確保されている。
避難	多様なニーズに対応できる広域的な避難体制が構築されている。
物資供給	備蓄の促進と物資供給体制の構築により、災害時に自宅等で生活が維持できる環境が整っている。
情報発信	市民等が災害を自分事と捉え、必要な情報にアクセスできる仕組みが構築されている。
自助・共助の取組	自主防災組織やボランティア等の連携により、地域の防災力が強化されている。

4 現状・課題

(1) 降灰対策の現状

東京都は、富士山の大規模噴火時、人口や交通網等が集中する東京の特性を踏まえ、都市活動を維持する対策を講じるとともに、平常時からの備えを強化するため、今後の対策の方向性を令和5年12月に「大規模噴火降灰対応指針」としてとりまとめた。

市は、都の指針を参考に、降灰対策を推進する。

(2) 課題

降灰状況の把握	気象庁が発表する降灰予報に加えて、関係機関が市内の降灰の堆積状況をエリアや時間ごとに把握できる仕組みの構築が必要である。
交通インフラ対策	降灰等により市（都）内の広い範囲で道路や鉄道等の交通インフラへの甚大な影響が想定されているため、交通機能の早期回復に向けた予防、応急復旧策を充実させていく必要がある。
ライフライン対策	停電や通信への影響等、降灰によるライフラインへの影響が想定されるため、ライフライン事業者による予防・応急復旧策の強化が必要である。

火山灰処理	大規模噴火が発生した場合、最悪のケースでは、都内で約1.2億m ³ の降灰が想定されるため、都市機能の早期回復に向けた迅速な降灰処理が必要である。
避難	降灰時における避難のタイミングや具体的な方法など、降灰特有の課題を踏まえた避難計画にする必要がある。
物資供給	降灰が一定期間継続した場合にも、市民等が生活物資を入手できるよう、対策を講じる必要がある。
情報発信	市民や外国人等に対し、降灰時に必要な情報を確実に届けられる体制を整備していく必要がある。
自助・共助の取組	発災時に市民等が適切な行動をとれるよう、降灰に対する意識を醸成し、自助の備えを強化するとともに、共助の取組を推進していく必要がある。

5 対策の方向性

降灰状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ○ 初動体制の迅速化に向けて、計測した降灰厚の情報を一元化し、地図上で降灰情報を視覚的に分かりやすく表示する仕組みを構築 ○ 東京都や関係自治体と連携し、広域的な降灰情報を収集し、共有する体制を整備
交通インフラ対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急車両等の通行を早期に回復するため、優先的に除灰する拠点や道路を指定するとともに、道路除灰の手順を定め、訓練等を通じて、実効性を向上 ○ 降灰の初期段階から迅速に道路除灰できるよう、関係団体との協定締結に加え、東京都及び近隣自治体との連携により、広域的な資機材確保のための体制を構築 ○ 道路管理者等により、火山灰処理を想定した道路啓開計画を策定
ライフライン対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 降灰によるライフラインへの影響を最小限にとどめるため、ライフライン事業者による予防・応急復旧策を推進 ○ 市とライフライン事業者との平常時の連携を密にし、訓練等を通じて情報連絡体制を強化
火山灰処理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都及び近隣自治体等と連携して、仮置き場の候補地を選定 ○ 国や東京都の指針を踏まえ、火山灰処理の各主体の役割分担や実施体制等を具体化し、処分先を確保
避難	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅避難を基本としつつ、大量の降灰に伴い、都市機能の回復が長期化する可能性にも留意し、降灰時の住民等の避難行動の基準を設定 ○ 東京都や協定締結自治体と連携し、広域避難も含めた降灰時の避難計画を策定
物資供給	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅避難を継続するため、市民・事業者等の備蓄を促進するとともに、平常時物流を継続するための仕組みを構築

	○ 降灰時の物資輸送方針を策定するとともに、東京都や協定締結自治体と連携し、広域的な物資輸送体制を構築
情報発信	○ 災害のタイムラインに応じて必要な情報を把握し、東京都や報道機関等との連携により、降灰時特有の情報を市民等に確実に届けるための体制を整備 ○ 外国人等に配慮した情報発信を推進
自助・共助の取組	○ 広報紙、市公式サイト、テレビはむら、SNSやイベント等を通じて普及啓発を充実し、災害リスクや必要な備えへの理解を促進 ○ 防災人材の育成等を通じて、消防団や自主防災組織等の活性化を促進するとともに、災害ボランティアの受入れ体制を整備

6 市民の意識啓発

富士山等の噴火の際には、公助による降灰への対策のみならず、自助・共助としての各地域における活動が、早期の市民生活の復旧に必要不可欠である。~~まちから~~、広報紙、市公式サイト、テレビはむら、SNSやイベント等を通じて、降灰に関する知識の普及及び啓発を進めるとともに、近隣同士が協力し合いながら市民による自発的な降灰対策が行われるよう、市は、さまざまな機会を捉えて、地域における住民同士の連帯意識の醸成や、降灰対策に関する意識啓発に取り組む。

7 平常時からの備え

(1) 市民等

市民等は、降灰による健康被害や生活への影響を未然に防ぐため、食料や飲料水、生活用水、生活必需品等のほか、マスク、ゴーグル、ヘルメット及び灰を屋内に侵入させないために窓などの隙間に貼るテープや灰を収集するためのほうき、塵取り、スコップや袋などを備えておく。

また、降灰が雨水等の流れをせき止めないように、側溝の詰まり等を取り除くなどの対策を地域で協力して行っておく。

(2) 市

市は、降灰の現象や備蓄の必要性について市民に向けて普及啓発を行う。

また、交通インフラ、ライフライン、物資供給等の各分野で、資機材や対策用品の準備、備蓄を行う。

第2節 情報の収集及び伝達

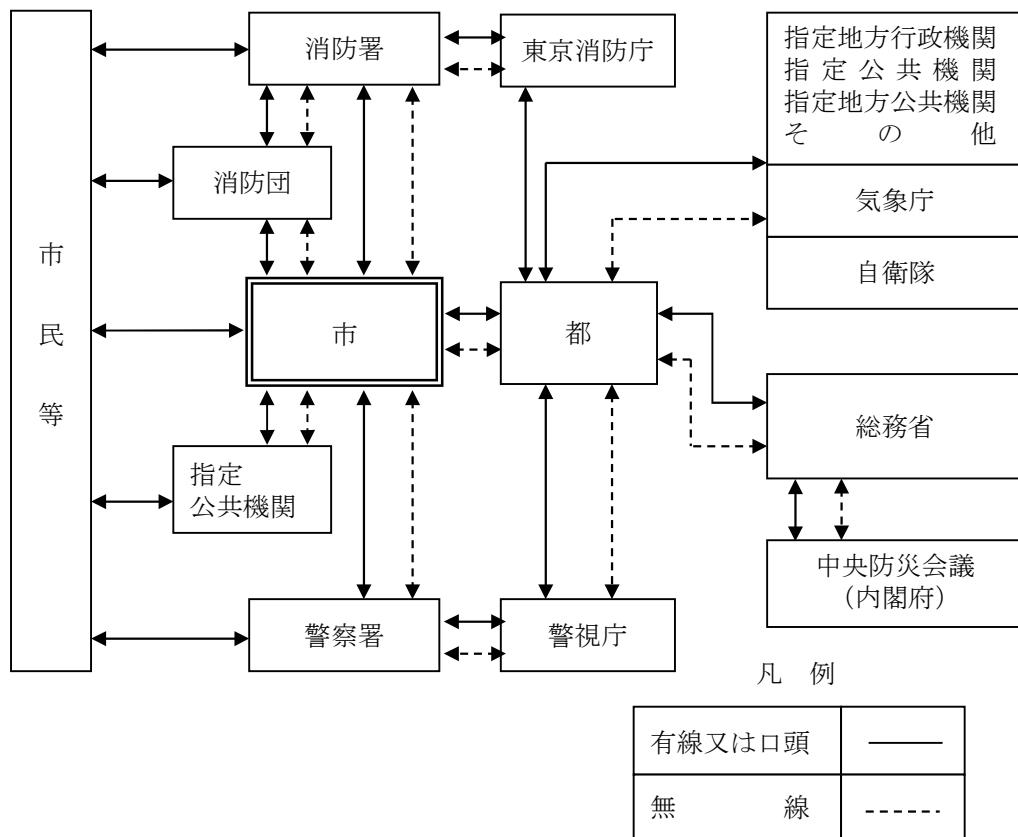
市は、富士山の噴火が確認された場合、消防署、警察署、都及び防災関係機関等との情報収集・伝達を密に行い、降灰等への対応準備を行うとともに、円滑な応急活動を実施するため、次のとおり速やかに情報連絡態勢をとり、迅速かつ的確な情報の収集及び伝達にあたる。

1 情報連絡態勢

機関名	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生とともに、いつでも関係防災機関と通信連絡が行えるよう、必要な情報連絡態勢を確保する。 ○ 都防災行政無線等を活用して、都と情報連絡を行う。 ○ 市防災行政無線等を基幹に、またはその他の手段の活用により、市の各機関、都、管内の公共団体及びその他重要な施設の管理者との間に連絡系統を整備し、災害時の情報連絡態勢を確保する。 ○ 災害に関する情報の収集、伝達を円滑に処理するため、関係防災機関の協力を確保する。 ○ 緊急を要する通信を確保し、または有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通話もしくは非常（緊急）電報及び非常無線通信を活用するよう、N T T 及び各施設管理者の協力を確保する。 ○市が収集する情報 <ul style="list-style-type: none"> ・火山（降灰）情報 ・気象予報、警報 ・降灰、火山ガス等による健康、環境への影響に関するこ ・火山灰の除去及び処理に関するこ

2 連絡系統

富士山噴火降灰対策における情報連絡系統



市は、市内の降灰の状況を、都を通じて気象庁に伝達する。伝達された降灰情報は、気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センターで取りまとめられ、「火山の状況に関する解説情報」や「富士山の火山活動解説資料」として公表される。

伝達する降灰調査項目は、以下のとおりとする。

- 降灰の有無・堆積の状況
 - 時刻・降灰の強さ
 - 構成粒子の大きさ
 - 構成粒子の種類・特徴等
 - 堆積物の採取
 - 写真撮影
 - 降灰量・降灰の厚さ ※

※可能な場合

<降灰の強さ>

火山観測指針 気象庁（1999）を一部改変

階級	解説
1	降っているのがようやくわかる程度
2	降っているのが明確にわかり、10～20分で地上を薄く覆う程度
3	降灰のため山は見えず、10～20分で厚さ1mm以上積もる程度

また、降灰に関する重要な情報について、気象庁や関係機関等から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに管内の公共的団体その他重要な施設の管理者及び自主防災組織に通報するとともに、警察機関、消防機関等の協力を得て、市民等に降灰への備え、健康への留意点及び安全対策などの注意を促す。

3 気象庁が発表する火山に関する情報

（1）噴火警報等

	内 容
噴火警報	<p>噴火に関する重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報のこと。</p> <p>生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火碎流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）等を明示して発表する。</p> <p>「警戒が必要な範囲」が火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」、「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」として発表し、「噴火警報（居住地域）」は特別警報として発表する。</p>
噴火警戒レベル	<p>火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」と、防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分したもので、噴火警報・噴火予報に付して発表する。</p> <p>各火山の火山防災協議会で検討を行い、噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」が市町村・都道府県の地域防災計画に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用が開始（導入）される。</p>
噴火速報	登山者や周辺の住民に対して、噴火の発生を知らせる情報で、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取つていただくために発表する。

(2) 噴火警戒レベル

種別	名 称	対象範囲	噴火警戒レベル とキーワード	火山活動の状況
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される。
			レベル4 (高齢者等 避難 準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっていると予想される。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

(3) 降灰予報

種別	発表時期・基準	発表内容
降灰予報 (定時)	噴火前 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、事前に対策がとれるようにするために、定期的(3時間毎)に発表する降灰予報	噴火が発生したときに予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を3時間毎18時間先まで提供する。
降灰予報 (速報)	噴火直後 降ってくる火山灰や小さな噴石に対して、直ちに対応行動がとれるようにするために、噴火発生後、速やかに(5分~10分程度)発表する降灰予報	噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲について提供する。
降灰予報 (詳細)	噴火後 降灰量階級に応じた適切な対応行動をとることができるようにするために、噴火発生後20~30分程度で発表する降灰予報	噴火発生から6時間先まで(1時間毎)に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻について提供する。

(4) 降灰量階級表

名称	表現例			影響とるべき行動		その他の影響	
	厚さ キーワード	イメージ		人	道路		
		路面	視界				
多量	1mm 以上 外出を控える	完全に 覆われる	視界不良となる	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患(肺気腫など)が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	停電や上水道の水質低下及び給水停止のおそれ	
やや 多量	0.1mm≤厚さ< 1mm 注意	白線が 見えにくく	明らかに降っている	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良の恐れがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある (およそ 0.1~0.2mm で鹿児島市は除灰作業を開始)	農作物が収穫できなくなったり、鉄道の運転見合せのおそれ	
少量	0.1mm 未満	うっすら積もる	降っているのがようやくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可	

(5) その他の情報

火山の状況に関する解説情報 (臨時)	噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、または判断に迷う場合に発表する情報
火山の状況に関する解説情報	現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に発表する情報
火山活動解説資料	写真や図表等を用いて火山活動の状況や防災上警戒や注意すべき事項等について解説する資料

第3節 応急活動体制

1 災害時の応急活動体制

富士山が噴火し、降灰による被害が発生、または発生するおそれがある場合の応急活動態勢は、第1部 総則 第5章 災害時の活動体制 を準用する。

2 火山灰の除去、収集・運搬及び処分

(1) 除去

火山噴火によって降灰が長時間続いた場合は、宅地や公園等に大きな被害を与え、ひいては地域の経済活動や市民の社会生活に著しい障害をもたらし、地域の活力を失うことになる。このため、降灰によって被害が発生した場合は、早急な復旧対策を行い地域の活力を取り戻す必要がある。

宅地に降った火山灰は、所有者又は管理者が対応することが原則であるが、市民では対応が困難な対策については、市が対応する。

(2) 収集・運搬

火山灰の収集は、原則として、土地所有者又は管理者が行う。

なお、宅地に降った火山灰の運搬については、市が行い、宅地以外に降った火山灰の運搬については、各施設管理者が行う。

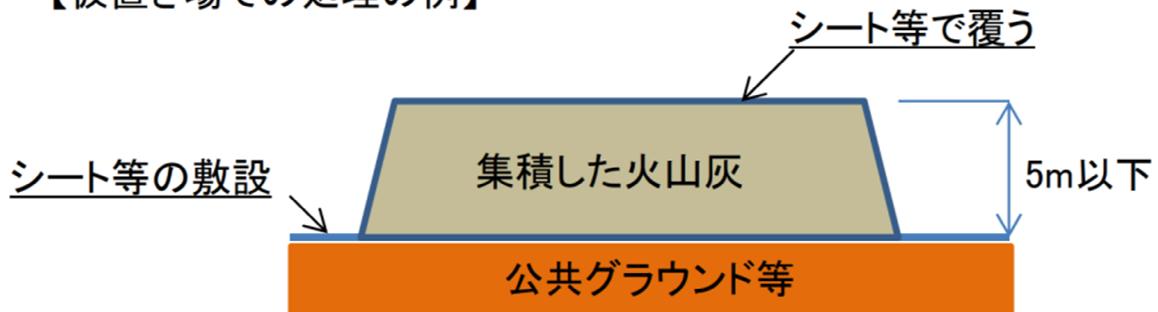
また、火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い、袋に入れるなど、飛散しないように努める。

(3) 処分

火山灰の処分は、広域的な処分を含め、都や関係機関と調整した上、周辺自治体と連携した処分を行う。

また、収集した火山灰の一時的な置き場所が必要となった場合に備え、市は一時集積場所に江戸街道公園をあてるこことし、被害の状況により他の市有地等を検討する。

【仮置き場での処理の例】



【火山灰を仮置く作業を行う場合の留意事項】

- シートを敷設するなど、用地の現状回復や処分場への運搬がしやすい工夫を行う。
- 仮置きした火山灰をシートで覆うなど、風による飛散防止を行う。

- 火山灰を仮置いたスペース周辺に排水溝を設置するなど、降雨による火山灰の流出を防止する。
- 火山灰盛土の崩壊防止のため、積み置く高さを5m以下とする。
- 東京都は広いスペースが限られるため、土のう袋を活用した積上げなど、確保した仮置き場の面積によって置き方を変更し、スペースを最大限活用できるよう効率化を図る。
- 火山灰の仮置き作業に当たっては、防塵マスクやゴーグルを着用するなど、粉じん対策を行う。

3 避難対策

(1) 避難の方向性

都内全域に降灰の影響が及ぶ可能性がある一方、降灰そのものを原因として、直ちに生命に危険が及ぶことはないことから、在宅避難を原則とする。

しかしながら、堆積量や継続時間の予測が困難なため、降灰厚による木造建物の倒壊や土石流、ライフライン等の途絶などのリスクに応じて、避難を検討する。

(2) 避難の基準

降灰による避難の考え方は、降灰厚に応じて、命の危険度と物資調達の可否、ライフラインへの影響から、生活継続、在宅避難、避難所避難、域外避難の四つに分ける。

市が、避難を検討する範囲、避難を判断する降灰厚の目安は、次のとおりとする。

区分	降灰厚	影響等	避難
ステージ1	微量以上 3 cm未満	鉄道等への影響	自宅等で生活を継続
ステージ2	3 cm以上	・ライフラインへの影響	在宅避難等
ステージ3	30 cm未満	・降灰厚が 10 cm以上の場合、 二輪駆動車の通行不能 ・物資供給が困難	避難所等へ避難 大規模な降灰が生じた範囲のうち、停電、断水、物資供給困難等により避難が必要となる地域を、噴火の推移や社会的影響、火山専門家の助言等を踏まえ総合的に判断
ステージ4	30 cm以上	・四輪駆動車の通行不能 ・木造建物の倒壊のおそれ	降灰厚 30 cm以上が想定される影響域からの避難

※降灰厚 30 cm未満は、在宅避難を基本としつつ、ライフライン等の被害状況によって、避難の可否を判断する。

※避難先は、降灰に耐える近隣の堅牢な建物を原則とする。ただし、体育館等の大スパンの大型建物は、重量物に耐えられない構造のものが多く、損壊の可能性があるため、避難する場合は注意を要する。

※降灰厚が 30 cmに満たなくても、降灰後の降雨により土砂災害の危険性が高くなる可能性があることから、市は、土砂災害警戒区域等について、関係機関と連携・協力して警戒巡回等を行うとともに、気象状況等に応じて避難指示を発令し、住民を避難させる。

4 救援・救護

降灰による被害発生後の被災者に対する救援・救護は第2部 震災編 第8章 医療救護等対策 を準用する。

5 避難行動要支援者等の安全対策

市は、避難行動要支援者等の状況把握及び安否確認等について、避難支援等関係者に対し、降灰による影響の状況等により、必要に応じて避難行動要支援者等の安否確認等及び支援を行うよう要請する。

その他の避難行動要支援者等の安全対策については、第2部 震災対策 第1章 市民と地域の防災力向上 第2節 具体的な施策 VI避難行動要支援者 応急対策 1 避難行動要支援者的安全対策 を準用する。

6 市民への広報・健康相談

市は、都及び関係機関から火山灰による健康への影響等に関する情報を収集し、市民に広報する。また、状況に応じ健康相談窓口を開設し、市民からの健康に関する相談を受け付ける。その他、広報については、第2部 震災対策 第7章 情報通信の確保 II住民等への情報提供体制 応急対策 1 広報 を準用する。

消防署は、関係機関と協力し、出火防止対策、降灰による健康被害防止、噴火警戒レベルに応じた安全情報の提供、その他必要な事項について広報活動を実施する。

7 応援協力・派遣要請

降灰により被害を受けるまたは受けるおそれがある場合、市は関係機関と協力して応急対策にあたる。

また、降灰による被害が発生し、人命又は財産の保護のため必要であると認めた場合は、都に対し、自衛隊の災害派遣を要請する。

8 その他の応急活動体制

火山災害における警備・交通規制、ライフライン等のその他対策については、第2部 震災対策 第5章 安全な都市づくりの実現 IV交通ネットワーク対策及び警備・交通規制対策 及び Vライフライン対策 を準用する。

市は、平常時から関係防災機関等と連携を密にし、防災訓練等を通じて情報連絡体制を強化する。